

## 水道事業に関する提言・要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業、水道広域化施設整備事業及び施設の耐震化事業等の推進について、採択要件を緩和するとともに財政措置の拡充等を図ること。

特に、平成 21 年度まで緩和されている水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準については、引き続き当該措置を継続すること。

2. 水道水源の開発に供するダムの改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。

3. 簡易水道の統合促進事業については、地域の実情に応じた採択要件にするとともに、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

なお、簡易水道事業の上水道への統合については、画一的な対応を求めないこと。

4. 水道事業の変更認可申請について、事務の簡素化等を図る視点から、条件緩和を図ること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。